

「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可」＜審査基準＞

1 経営主体

- (1) 経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体でなければならない。
- (2) これによりがたい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ること。
公益法人には、公益社団法人又は公益財団法人（以下これらを「公益法人」という。）が該当する。
- (3) 個人が経営（設置）許可を受けられるものは、山間等人里遠く離れた場所で墓地等の施設が全くなく、新設の必要がある場合に限られるので、安城市においては許可しない。
（昭和21年9月3日付け発警第85号内務省警保局長・厚生省公衆衛生局長連名通知、昭和43年4月5日付け環衛第8058号厚生省環境衛生課長通知、昭和46年5月14日付け環衛第78号厚生省環境衛生課長通知及び平成20年8月14日付け健衛発第0814001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律第26条に基づくみなし許可を受けた村落共同墓地については、次の①から③までの要件を全て満たす場合に限り、地方自治法第260条の2第1項に基づく認可地縁団体を経営主体として許可することができる。
 - ① 墓地の区域の変更等を行うことなくそのまま経営を引き継いで行う場合又は公共事業等による墓地の区域の変更若しくは移転を行う場合
 - ② 市町村、宗教法人又は公益法人が当該墓地の経営主体となることが困難な場合
 - ③ 地方自治法第260条の2第3項に規定する規約の目的に当該墓地の経営を行う旨が明記されていること（平成24年3月28日付け健衛発0328第3号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

2 経営規模（墓地のみ）

- (1) 市町村等の地方公共団体が経営するものについては、将来計画を考慮に入れること。
- (2) 宗教法人、公益法人等が経営する場合は、必要とする範囲に限るものとする。
必要とする範囲を判断する資料として、墓地使用希望者の一覧表を原則として添付すること。（原則として、希望者の2～3割増の基数の範囲で許可すること。）

3 設置場所

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律施行細則第6条各号（別紙）の規定に適合すること。
ただし、第1号から第3号に適合しない場合であっても、土地の状況その他特別の事由により衛生、風致、その他公益を害するおそれがないと認められるときは、許可することができる。
墓地、埋葬等に関する法律施行細則第6条ただし書の適用に当たっては、申請者が経営主体として、申請土地において墓地等を設置する必要性と墓地等の設置に伴う諸事情を勘案の上、判断するものとする。
諸事情を勘案するに当たっては、原則として、道路、軌道等についてはその設置者等の同意書を、住宅については居住者（世帯主）の同意書を、官公署、店舗、学校、公園

又は病院その他これらに類する施設については、その設置者等の同意書をそれぞれ提出させ判断するものとする。なお、第3号について、申請者が宗教法人の場合、宗教法人法により境内地内に限られているため、ただし書を適用できない。

(2)申請土地には、永続性の確保の観点から抵当権等の制限物権が設定されていないこと。

4 構造設備

墓地、埋葬等に関する法律施行細則第7条(別紙)に規定する構造設備の基準に原則として適合するものであること。

5 他法令に基づく許認可等の状況

他法令(都市計画法、森林法、建築基準法、自然公園法、農地法等)による許認可等が必要な場合は、原則として許可申請時までにはそれらの許認可等を受けること。

なお、宗教法人が公益事業として墓地等の経営を行う場合は、宗教法人法に定める規則に「墓地等の経営を行う」旨が明記されなければならない。

6 区域の分筆(墓地のみ)

(1)土地の登記上において1筆となっている土地の一部を墓地として許可を受けようとする場合は、墓地の区域を分筆すること。

(2)駐車場、休憩所等の部分は、原則として墓地の区域から除外すること。

7 その他

「新版逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律(第2版)」(第一法規出版) p47～p56、p100～p101に掲げる法第10条関係の通知

○墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日号外法律第48号）

〔墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

〔他の法律による処分との調整〕

第11条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の認可又は承認をもって、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもって、前条の許可があつたものとみなす。

○墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年3月29日規則第16号）

（経営の許可の申請）

第2条 法第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書（様式第1）に次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）墓地等の周辺の略図で、墓地等の敷地に係る土地に隣接する土地との境界並びに住宅、官公署、店舗、学校、公園、病院、鉄道、国道、県道その他重要道路、河川、用水、貯水池、井泉及びこれらに類する施設の位置を示し、当該墓地等の敷地の周囲110メートル以内（火葬場にあつては、220メートル以内）の区域の状況を明らかにしたもの
- （2）墓地等の配置図（墓地にあつては墳墓の区画を明示したもの）
- （3）納骨堂又は火葬場にあつては、建物の平面図、構造図及び仕様書
- （4）墓地等の敷地に係る土地及びこれに隣接する土地の公図の写し
- （5）墓地等の敷地に係る土地の登記事項証明書
- （6）墓地等の敷地に係る土地が他人の所有に属するときは、当該土地の所有者の承諾書
- （7）墓地等の敷地に係る土地に隣接する土地の所有者及び使用者の承諾書（承諾を得られないときは、その理由を記載した書類）
- （8）申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の規則、寄附行為又は定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請に関する意思決定を証する書類
- （9）墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類
- （10）墓地等の事業計画書及び収支予算書
- （11）他の法令により許認可を受けたものは、当該許認可に係る書類の写し

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(設置場所の基準)

第6条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号から第3号までに該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 鉄道、河川及び国道、県道その他重要道路から20メートル以上離れていること。
- (2) 住宅、官公署、店舗、学校、公園又は病院その他これらに類する施設から、墓地にあつては110メートル以上、火葬場にあつては220メートル以上離れていること。
- (3) 納骨堂は、寺院若しくは教会の境内又は火葬場の敷地内であること。
- (4) 高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること。

(構造設備の基準)

第7条 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。

(1) 墓地

- ア 境界には、塀、柵、樹木等により障壁を設けること。
- イ 通路は、砂利敷きその他の方法によりぬかるみにならない構造とし、その有効幅員は1メートル以上とすること。
- ウ 適当な排水路を設け、雨水又は流水が停滞しないようにすること。
- エ 給水設備及びごみ処理施設を設けること。

(2) 納骨堂

- ア 独立の建物とし、周囲に相当の空き地を設けること。
- イ 外壁及び屋根は、耐火構造とすること。
- ウ 内部地盤は、石れんが、コンクリートその他市長が適当と認める材料で築造すること。
- エ 内部の設備は、不燃材料を用いること。
- オ 出入口及び窓口には、防火戸を設けること。
- カ 出入口及び納骨装置には、施錠装置を設けること。
- キ 適当な換気設備を設けること。

(3) 火葬場

- ア 境界には、塀、柵、樹木等により高さ1.8メートル以上の障壁を設けること。
- イ 火葬室は、他の建物と2.7メートル以上隔てること。
- ウ 火葬室は不燃材料で構成し、床は厚さ10センチメートル以上の耐水材料で構成し、不浸透質材料で上塗りすること。
- エ 火葬室の天井の高さは、4メートル以上とすること。
- オ 火葬炉には、十分な防塵、防臭及び防音装置を設けること。
- カ 焼骨及び灰を保管する施設は適当な大きさとし、屋根は不燃質材料で構成し、周壁及び底は耐火材料で構成の上、防水装置を施すこと。

キ 焼骨及び灰を保管する施設の出入口には、施錠装置を設けること。

ク 煙突は、高さ18メートル以上、口径0.4メートル以上とし、消煙装置を設けること。